

## 議案第2号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

## 提案理由

一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「辞職し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項第1号に該当して地方自治法第143条第1項若しくは第164条第2項（同法第168条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第2項第1号（破産者で復権を得ない者を除く。）に該当して同条第10項の規定により失職し」を「退職し」に改め、同条第2項中「100分の197.5」を「100分の207.5」に、「100分の212.5」を「100分の222.5」に改め、同条第3項中「辞職し、失職し」を「退職し」に改める。

第5条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（平成28年12月に支給する期末手当に係る特例措置）
- 2 平成28年12月に支給する期末手当に係る改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。